

## 教育福祉常任委員会記録

令和6年 第1回定例会	
1 日 時	令和6年3月18日（月） 午前11時10分 開会 午前11時22分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	佐藤 誠 委員長 増 渕 靖 弘 副委員長 鹿 妻 武 洋 委員 仲 田 知 史 委員 早 川 勝 弘 委員 舩 生 雅 秀 委員 大 貫 桂 一 委員 阿 部 秀 実 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長 石 川 さやか 副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	湯澤 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

## 教育福祉常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
保健福祉部	保健福祉部長	亀山 貴則	3名
	健康課長	東城 朋子	
	健康増進担当	古橋 芳一	
	合 計		3名

## 教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 陳情第 1 号 新型コロナワクチンの副反応報告の件数  
予防接種健康被害救済制度の周知徹底、申請、認定件数の公表を求める陳情

## 令和6年第1回定例会 教育福祉常任委員会概要

○佐藤委員長 開会に先立ちましてお願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話願います。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

それでは、早速審査を行います。

はじめに、陳情第1号 新型コロナワクチンの副反応報告の件数 予防接種健康被害救済制度の周知徹底、申請、認定件数の公表を求める陳情を議題といたします。

それでは、陳情第1号について、各委員の意見、考えなどを伺って結論を出していきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 はい。

それでは、各委員から意見を伺う前に、前回の事実関係のおさらいも兼ねまして、事務局及び出席いただいております市役所執行部の皆様からの説明を求めたいと思います。湯澤君。

○事務局 はい、こちら陳情第1号におきましては、3月13日に行われた教育福祉常任委員会で、概要の説明、そして、委員の意見と、あとは執行部の説明等、行われたものです。

今回、本議会において、今定例会中に結論を出すというような流れになりましたので、再度審議いただくものです。

前回13日の流れを踏まえた上で、さらに審査していただくようになりますが、そういったところを含めて、何か確認したいこと等、そして、意見等をいただいて、審査していただければと思います。

よろしく願います。

○佐藤委員長 それでは、執行部の、まず、出席者の自己紹介をいただいてから、執行部のほうで説明等、お任せします。

亀山部長に進行はお任せします。

○亀山保健福祉部長 それでは、お手元に出席者名簿がないものですから、出席している執行部の自己紹介をさせていただきます。

保健福祉部長の亀山です、よろしく願います。

○東城健康課長 健康課長の東城です、よろしく願います。

○古橋健康増進担当 健康課健康増進担当の古橋と申します、よろしく願います。

○亀山保健福祉部長 それでは、先頃の常任委員会で、陳情の内容について、執行部側の説明をさせていただきましたが、再度その内容について、確認の意味で説明をさせていただきます。

担当の東城課長のほうから説明をいたします。

○東城健康課長 健康課長の東城です。

現在の本市の現状を説明したいと思います。

本市の現状としましては、陳情にあります(1)の副反応報告の件数や、(3)の予防接種健康被害救済制度の申請、認定件数の公表につきましては、非公表としております。

理由としましては、副反応の疑い報告等につきまして、厚生労働省のQ&Aにおきまして、国で必要な評価と公表を行っており、自治体が個別に公表することを求めておりません。

また、現在の本市の件数はごく少数でありまして、国の公表した情報と連結されると、個人の特定につながる可能性がありますことから、非公表とすることが適切と考えております。

また、(2)の被害救済制度の周知につきましては、本市では、接種券に記載し、集団接種会場や医療機関において、全員の方にチラシを配布、また、市のホームページにおきまして周知するなど、既に十分な周知を実施しております。

以上のことから、今後も本市としましては非公表と考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 はい、執行部から、事実関係や現状、執行部としての考えを伺いました。

以後は、皆さんから意見を伺いますので、まず皆さん、最終的な意見の前に、もう一度詳しく執行部に何か聞きたいこと、質問があれば、質問を許します。

ありませんか。

はい、それでは、各委員から、本陳情に関しての最終的な意見というものを伺いたいと思いますので、まず阿部委員、お願いします。

○阿部委員 はい、阿部です。

前回の常任委員会で、いろいろと議論が出たところでは、継続かなという形でまとめたところだと思います。

しかし、改めて執行部の説明も聞いて、一定のやることは、やるべきことは市としてやっているし、これ以上は国でということもあるので、今回、継続が否決になりましたが、常任委員会としては、改めてのこの中では、不採択ということで進めたほうがよいと思います。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

大貫委員、お願いします。

○大貫委員 私も、前回も引っかかっていたところというのは、あくまでも被害者の救済

制度のやり方というかね、あの中で私も家に帰っているいろいろ調べました。

そうしたら、やはり問診票とか、全てに書かれているものですから、今回は不採択ということでお願いをいたします。

○佐藤委員長 船生委員、お願いします。

○船生委員 私もこの間、この件についての発言をさせていただきました。

たまたま身近な方が、たまたまワクチン後、体調を崩されたということもありまして、ちょっと気持ちが入ってしまって、いろんなことを申し上げましたけれども、いわゆるデータとか、そういう何か確実な診断とか、そういったものがあつた上で意見を申し上げたのであるならば、これは正当化できるかと思いましたがけれども、私の思い込みと臆測で申し上げたということもあり、これは継続審議というよりも、やはり、いわゆる継続審議でない方向でお願いしたいということで、不採択ということでお願いいたします。

はい、以上でございます。

○佐藤委員長 早川委員、お願いします。

○早川委員 はい、早川です。

まず、陳情の(1)、(3)にある「個人情報に配慮し」ということでございますが、市の説明によれば、この配慮に限界はあるのだと。

それで、同時に、国として公表している現状があり、また、各市町村にはその公表を求めているという、そういった現状がある。

また、(2)の周知を徹底することに対しては、先ほど発言があつたように、私もよくよくいろいろなものを再度調べてみましたが、ホームページなど、しっかりと公表されておりますので、これ以上のものはなかなか難しいというふうに判断をいたしました。

不採択というふうに述べさせていただきます。

○佐藤委員長 仲田委員、お願いします。

○仲田委員 仲田です。

今、早川委員がおっしゃったとおり、(1)、(3)に関しては同じ意見で、(2)も、周知も、今、執行部の説明がありましたとおり、周知もされていると。

それで、この陳情の内容なんかは、やっぱり周知を徹底してほしいという内容が、重きを置いていると思うので、現在、執行部のほうで周知もしているという説明があつたとおり、これ以上この陳情に関しては、何か議論することはないのかなと思ひまして、不採択とさせていただきます。

以上です。

○佐藤委員長 鹿妻委員。

○鹿妻委員 はい、鹿妻です。

ただいまの執行部の説明も理解、納得できるものでしたので、前回と考え変わらず、不採択とすべきかと思ひます。

以上です。

- 佐藤委員長 増淵副委員長。
- 増淵副委員長 (1)、(3) はもう、この前から不採択であって、(2) の情報の公開という事で、私もいろいろ調べた結果、きちんとしていて、東城課長もこれ以上と言ったのが、本当にその裏づけどおりなので、これを採択にする議論の余地はありませんので、不採択ということで、私も決定したほうがいいと思います。
- 佐藤委員長 はい、私はご意見申し上げないので、委員の皆様は全て不採択にすべしという意見が出ました。
- 何か補足する意見や、質問や発言等あれば、これを許しますが、ございませんか。
- 増淵副委員長。
- 増淵副委員長 船生委員のほうから先ほど、私のほうでという反省のあれ、ニュアンスもあったのですが、ここでの発言は録音もされるし、特定されるような発言は控えてください。
- それは改めて副委員長のほうから言いますので、例としてはいいですが、特定されたり、地名が入ったりということは差し控えてください。
- はい、お願いいたします。
- 佐藤委員長 これで採決に入ろうとは思いますが、執行部から何かありますか。
- 亀山保健福祉部長 特段ございません。
- よろしくお願いいたします。
- 谷中議長 何か副議長が、今チラシを急いで見たいなということで、はい、ちょっと言ったのですが、
- みんなに配ってほしかったのですが。
- (「すみませんでした」と言う者あり)
- 佐藤委員長 ほかに発言がありませんか。
- 大丈夫でしょうか。
- (「ありません」と言う者あり)
- 佐藤委員長 はい。それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第1号の取り扱いについて採決を行います。
- 陳情第1号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 佐藤委員長 ご異議なしと認めます。
- お諮りいたします。
- 陳情第1号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 佐藤委員長 反対と、不採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 佐藤委員長 おろしてください。

不採択とすることに、挙手多数であります。

したがって、陳情第1号については、不採択とすることに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会 午前11時22分)